

## 長崎外国語大学・長崎外国語短期大学

### クラブハウス使用規程

(平成13年11月8日制定)

(趣旨)

**第1条** この規程は、長崎外国語大学及び長崎外国語短期大学に設置する課外活動施設(以下「クラブハウス」という。)の使用について必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** クラブハウスは、本学の学生で組織する学生団体及び課外活動団体(以下「団体」という。)の安全、活発、円滑な活動を推進するために、部室その他の施設を設け、当該団体に使用させることを目的とする。

(クラブハウスの施設)

**第3条** クラブハウスの施設は、次のとおりとする。

- (1) 部室 6室
- (2) シャワー室 2室(1階は男子専用、2階は女子専用とする。)

(管理運営)

**第4条** クラブハウスの管理運営の責任者は、学生部長とする。

2 クラブハウスの管理運営の重要事項は、学生委員会の審議を経るものとする。

(使用資格)

**第5条** クラブハウスを使用することができる者は、学長が設立を許可した学生団体及び課外活動団体とする。

2 クラブハウスの使用に当たっては、各団体の顧問教員は、クラブハウスの管理運営の方針に沿って学生を指導しなければならない。

(使用時間)

**第6条** クラブハウスの使用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

2 次の休業日には、クラブハウスは使用できないものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月27日から翌年1月6日まで

3 前2項の規定に関わらず、学生部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の手続)

**第7条** クラブハウスの使用を希望する団体は、クラブハウス使用許可願(別紙様式)を学生部長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 前項の願い出があった場合、学生部長は当該団体の活動状況を調査し、学友会執行委員会の意見を聞き、学生委員会の審議を経て、使用する団体を決定するものとする。
- 3 学生部長は、前2項により使用を許可したときは、団体の代表責任者にクラブハウス使用許可書(別紙様式)を交付する。

(調査の基準)

**第8条** 団体の活動状況の調査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 団体の実質的活動が、他の団体に比較して活発であること。
- (2) 団体の実質的活動部員が、他の団体に比較して著しく多いこと。
- (3) 団体の活動に必要な器具が、他の団体に比較して著しく多いこと。

(使用期間)

**第9条** クラブハウスの使用期間は、1年以内とする。

- 2 使用期間が満了したときは、使用希望の団体を再度募集し、審査して使用を許可する団体を決定する。

(使用の変更及び中止)

**第10条** 代表責任者は、使用の許可事項を変更するときは、速やかに学生部長に申し出て、許可を得なければならない。

- 2 使用を中止するときは、代表責任者は速やかに学生部長に届け出なければならない。

(鍵の貸与)

**第11条** 使用を許可された団体には、使用期間中当該部室の鍵を代表責任者に貸与する。

- 2 鍵を貸与された代表責任者は、鍵の保全に留意するとともに、鍵を複製したり、当該団体以外の者に貸与する等の使用許可の趣旨に反する行為をしてはならない。

(遵守事項)

**第12条** 使用の許可を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用中は、許可書を室内に掲示しておくこと。
- (2) 善良な管理者としての注意義務で保守管理を行うこと。
- (3) 許可された使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 他の利用団体に迷惑を与えないように使用すること。
- (5) 使用時間を遵守すること。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) クラブハウスでの飲酒・喫煙をしないこと。
- (8) 施設を無断で改造し、模様替えをしないこと。
- (9) 使用の許可を得た施設を転貸しないこと。
- (10) 設備、備品を無断で移動し、改造し、室外に持ち出さないこと。

(11) 整理整頓に留意すること。

(12) その他使用に際しての担当係の指示注意に従うこと。

(許可の取り消し)

**第13条** 使用団体が本学の学則等の諸規則及びこの規程に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。

(損害の弁償)

**第14条** 使用団体が故意又は過失により施設、備品等を滅失し、汚損したときは、速やかに現状に回復し、または現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(補則)

**第15条** この規程に定めるものの他、クラブハウスの使用上必要な事項は、学生部長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年11月8日から施行する。